

奈良県告示第百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月四日

奈良県知事 山下 真

一 収納を委託した歳入

ふるさと奈良県応援寄附金

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社エフレジ

所在地 大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA

三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで